

株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則

(平 9. 8. 8)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が株券等の募集等の引受け等を行うに当たって、顧客への配分及び発行者等への情報提供等について必要な事項を定め、株券等の円滑な消化、顧客への適切な配分及び市場実勢を尊重した適正な業務の運営を実現することを目的とする。

(定 義)

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 株 券 等

「有価証券の引受け等に関する規則」(以下「引受規則」という。)第 2 条第 1 号イからヌに規定する有価証券をいう。

2 不動産投資信託証券

金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

3 インフラファンド

金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券又は外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

4 ベンチャーファンド

金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として未公開株等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

5 資産運用会社

投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 21 項に定める資産運用会社をいう。

6 募 集

金商法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集(引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オフリングに係るものを除く。)をいう。

7 売 出 し

金商法第 2 条第 4 項に規定する有価証券の売出しのうち、目論見書又は「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書を作成するものをいう。

8 募集等の引受け等

募集若しくは売出しの引受け、募集の取扱い(「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務を除く。)若しくは売出しの取扱い又は売出しをいう。

9 引 受 会 員

引受規則第 2 条第 8 号に規定する引受会員をいう。

10 主幹事会員

引受規則第2条第9号に規定する主幹事会員をいう。

11 代表主幹事会員

主幹事会員が1社である場合は当該主幹事会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社をいう。

12 共同主幹事会員

主幹事会員が2社以上ある場合における代表主幹事会員以外の主幹事会員をいう。

13 他の引受会員

引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいう。

14 親 引 け

発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）をいう。

15 ブックビルディング

引受規則第2条第16号に規定するブックビルディングをいう。

16 ロードショー

株券等の募集又は売出しにおける仮条件を決定するに当たり実施する、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見の聴取をいう。

第 2 章 適 切 な 配 分

（適切な配分）

第 2 条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。

2 引受会員は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引けを行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。

1 当該親引けを行ったとしても前項の規定に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと。

2 当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先（当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。）の状況（親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態をいう。）、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を適切に公表すること。

3 当該募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から180日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること。

3 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号ㄱに規定する第三者割当をいう。なお、同ㄱ中「株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券」とあるのは「株券等」と読み替えるものとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が行われる場合、引受会員は発行者に対し、前項（同項第2号を除く。）の規定の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならない。

第 3 章 新規公開に際して行う個人顧客への配分

（新規公開の際の一部抽選）

第 3 条 協会員は、新規公開（外国株信託受益証券においては、金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。）に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。

- 1 ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
- 2 個人顧客の配分の申込み数量が当該協会員における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
- 3 抽選の申込み数量が当該協会員における抽選数量に満たない場合
- 4 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合
- 5 営業形態においてホールセール業務に特化している場合
- 6 その他合理的な理由がある場合

（集中配分及び不公正配分の禁止）

第 4 条 協会員は、新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。

第 4 章 需要・配分先情報の提供

（代表主幹事会員への需要・配分先情報の提供）

第 5 条 共同主幹事会員及び他の引受会員は、顧客（第 7 条第 1 項各号に掲げる顧客をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る需要・配分先情報（次項に定める需要・配分先情報をいう。以下同じ。）を、遅滞なく、代表主幹事会員に提供しなければならない。

2 需要・配分先情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- 1 ロードショーを行った顧客の名称、当該顧客の意見のうち株券等の想定する株価、募集又は売出しへの参加意向の情報及びその他引受会員が仮条件の決定に関し参考となると認める情報
- 2 ブックビルディングを行った顧客の名称並びに当該顧客が申告した株券等の需要価格及び数量の情報
- 3 引受けを行った株券等を配分（親引けによるものを除く。）した顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報

3 引受会員は、需要・配分先情報の取得に当たっては、当該情報が発行者等（発行者（不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社、インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社及びベンチャーファンドの発行者である投資法人の資産運用会社を含む。以下同じ。）及び発行者が当該代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人をいう。以下同じ。）に提供される旨を顧客にあらかじめ周知するものとする。

4 引受会員は、第 2 項第 1 号に係る情報については顧客の名称の提供を拒む旨の申出ができることを顧客にあらかじめ周知するとともに、当該申出がある場合には、当該申出のあった顧客の名称を匿名により提供するものとする。

（代表主幹事会員から発行者等への需要・配分先情報の提供）

第 6 条 代表主幹事会員は、当該代表主幹事会員が取得した顧客に係る需要・配分先情報及び前条の規定に

より提供を受けた需要・配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者等に提供しなければならない。

（需要・配分先情報に係る顧客）

第 7 条 需要・配分先情報に係る顧客は、次の各号に掲げる者（個人を除く。）とする。

1 次に掲げる者のうち需要・配分先情報に係る顧客とすることが適当である者

イ 銀行

ロ 投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者

ハ 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。）

2 保険会社

3 企業年金連合会

4 信金中央金庫

5 全国信用協同組合連合会

6 農林中央金庫

7 全国共済農業協同組合連合会

8 全国共済水産業協同組合連合会

9 労働金庫連合会

10 株式会社商工組合中央金庫

11 外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号の非居住者

2 代表主幹事会員は、前項第 1 号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）が行われた後（新規公開においては、金融商品取引所の上場承認後）、遅滞なく、当該顧客の名称を共同主幹事会員及び他の引受会員に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。

（提供した需要・配分先情報に係る発行者等における管理）

第 8 条 代表主幹事会員は、第 6 条の規定により提供する需要・配分先情報を発行者等が受領する場合、当該需要・配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者等において適切に管理されることの確約を、当該発行者等から書面により取り付けるものとする。

第 5 章 配分等に関する基本方針及び社内規則

（配分の基本方針の策定及び公表）

第 9 条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 前項に規定する基本方針には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。

1 抽選の割合及び抽選の取扱い

2 抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨

3 抽選以外の方法による配分の取扱い

4 過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策

5 ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係

6 その他協会員が投資者の投資判断に資すると判断する事項

3 協会員は、店頭における掲示又は当該協会のホームページにおける表示等、適切な方法により、基本方針の内容を投資者へ周知しなければならない。

- 4 協会員は、本協会が求める場合には、基本方針を本協会に提出しなければならない。

（社内規則の制定）

第 10 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分等に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守しなければならない。

- 2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。
- 1 配分に関する基本方針
 - 2 抽選の割合及び抽選の取扱い
 - 3 抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨
 - 4 配分禁止顧客等
 - 5 抽選以外の方法による配分の取扱い
 - 6 過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策
 - 7 法令等の遵守
 - 8 ホットイシュー銘柄に係る配分の取扱い
 - 9 環境悪化時における配分の取扱い
 - 10 ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係
 - 11 その他の方法を採用した場合の配分との関係
 - 12 需要・配分先情報の提供の方法
 - 13 社内検査手続き
 - 14 その他協会員が必要と判断する事項
- 3 協会員は、本協会が求める場合には、社内規則を本協会に提出しなければならない。

（社内管理体制の充実）

第 11 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分等が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

第 6 章 雑 則

（記録の保存等）

第 12 条 協会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を 5 年間保存しなければならない。

- 1 個別銘柄の配分に関する記録
 - 2 抽選に付した数量に関する記録（抽選の割合を引き下げた又は抽選による配分を採用しなかった若しくは中止した場合は、当該理由を含む。）
 - 3 前条に規定する検査結果に関する記録
- 2 協会員は、前項各号に掲げる記録について、本協会が行う提出請求又は監査に応じなければならない。

（配分状況の公表）

第 13 条 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告しなければならない。

- 2 協会員は、新規公開に際して行う株券及び外国株信託受益証券の個人顧客への配分状況を 1 か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告しなければならない。
- 3 本協会は前 2 項により報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。

（外国における募集又は売出しについての準用）

第 14 条 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては第2条第2項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第3項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第4章に定めるところに準じて需要・配分先情報の発行者等に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

（本協会への報告）

第 15 条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。

（この規則の一部の適用除外）

第 16 条 不動産投資信託証券、インフラファンド又はベンチャーファンドの募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。

付 則

この理事会決議は、平成9年9月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議を行う発行会社から適用する。

付 則（平14. 3. 26）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 1.、2.、3.、4.、6. を改正。

付 則（平14. 11. 28）

この改正は、平成14年12月1日から施行し、会員が施行日後に元引受契約を締結した優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集及び売出しについて適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

前文を改正。

付 則（平16. 11. 26）

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 前文を改正。
- (3) 1. から 5. までを改正。
- (4) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなる。

付 則（平18. 1. 17）

- 1 この改正は、平成18年7月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。
- 2 この改正に伴い、基本方針又は社内規則を改正する協会員は、この改正の施行日までに当該基本方針又は当該社内規則を本協会に届け出なければならない。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 旧 2. から 6. を 4. から 8. に繰り下げ、2. と 3. を新設。
- (2) 旧 2. (2) 及び (3) を (3) 及び (4) に繰り下げ、(2) を新設。
- (3) 旧 3. の (1) 及び (2) を改正。(2) を (3) に繰り下げ、(2) を新設。旧 (3) と (4) を削除。
- (4) 旧 5. (1) を改正。
- (5) 旧 6. の (1) 及び (2) を改正。(2) を (3) に繰り下げ、(2) を新設。

付 則（平19. 5. 29）

この改正は、平成19年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第3条を改正。
- (4) 第5条第1項、第2項及び第4項を改正。
- (5) 第6条を改正。
- (6) 第7条を改正。
- (7) 第8条を改正。
- (8) 第9条を改正。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

（注）1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 第1条、第3条、第5条第1項から第3項、第6条から第9条を改正。

付 則（平20. 10. 14）

この改正は、平成20年10月14日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条本文、第4条及び第9条第2項を改正。

付 則（平22. 3. 16）

- 1 この改正は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う発行会社の株券等の配分から適用する。
- 2 この改正の改正後の第1条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に

開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第3条本文を改正。

付 則 (平24. 7. 17)

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1章から第6章を新設。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条を改正し、第2項及び第3項を新設。
- (4) 第5条から第9条を第9条から第13条へ繰り下げ、第5条から第8条を新設。
- (5) 第9条第3項及び第4項を改正。
- (6) 第10条第2項第12号及び第13号を第13号及び第14号に繰り下げ、第12号を新設し、第3項を改正。
- (7) 第14条から第16条を新設。
- (8) 「本協会が別に定める日」は平成24年10月1日。

付 則 (平27. 4. 21)

この改正は、平成27年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条第2項を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月19日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条を改正。
- (2) 第16条を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条を改正。

付 則 (令5. 2. 14)

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。

- (2) 第1条を改正。
- (3) 第1条の2を新設。
- (4) 第2条第2項本文、同条同項第2号及び第3号並びに同条第3項を改正。
- (5) 第4章章名を改正。
- (6) 第5条を削り、第6条1項を改正し、同条第2項、第3項及び第4項を新設し、同条を繰り上げ第5条とし、第7条を改正し、同条を繰り上げ第6条とする。
- (7) 第7条を新設。
- (8) 第8条を改正。
- (9) 第5章章名を改正。
- (10) 第10条第1項及び第2項第12号を改正。
- (11) 第11条を改正。
- (12) 第14条を改正。
- (13) 「本協会が別に定める日」は令和5年10月1日。

付 則（令5. 11. 6）

この改正は、令和5年11月6日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条の2第4号から第15号を第5号から第16号に繰り下げ、第4号を新設。
- (2) 第5条第3項を改正。
- (3) 第16条を改正。

付 則（令6. 4. 16）

この改正は、令和6年8月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条の2第1号を改正。

付 則（令7. 7. 15）

この改正は、令和7年7月15日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条の2第5号を改正。